

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇩ e-文書法による書類の電子保存

**Q** : 先日、請求書や領収書の電子保存ができるようになったと聞いたのですが、本当ですか？

**A** : 今年の4月1日から3万円未満の契約書や領収書の電子保存ができるようになります。

### 【解説】

先ごろ、「民間事業者が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」(e-文書法)が可決され、今年の4月1日から、一部のものを除き、従来、現物保存が義務付けられていた税務関係書類の電子保存が認められるようになりました。

電子保存が認められるものは、3万円未満の契約書及び領収書、納品書、送り状、見積書、請求書などで、決算書類関係、帳簿、3万円以上の契約書及び領収書についてはこれまでどおり、元本を保存しなければなりません。

なお、電子保存を行うに当たっては、一定の解像度やカラー画像、電子署名、タイムスタンプの付与、バージョン管理、文書の作成・取得から一定期間内のイメージ化などが備わっていることや、重要項目の検索機能、ディスプレイ・プリンター等の備え付けがあることなどが要件として挙げられています。

また、税務署長の事前承認を受けるためには、平成17年4月1日以降に、所轄税務署長に対して申請書を提出する必要があるとされています。

